

昇降機保守点検業務委託仕様書

委託期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

委託場所 地方独立行政法人秋田県立療育機構 秋田県立医療療育センター

点検内容

1. 業務対象設備仕様

①主仕様

- ・製造者 日立製作所
- ・対象エレベーター UAB-1000-2S45 2S tops 2台
OU-PF 2S tops 1台
乗用、厨房配膳用 計3台
- ・停止階数 病棟2F
- ・積載量 1,000Kg
- ・速度 4.5m/分

②付加装置

- ・車いす使用 地震時、火災時管制運転装置
- ・停電時自動着床装置 オートアナウンス装置

2. 契約方式

POG契約とする

3. 遠隔監視

エレベーターの運転状況をモニタリング装置により、24時間365日遠隔監視し予防保守に努めること。

遠隔監視通報メッセージは次の種類とする。

(閉じ込め故障、起動不能、扉開閉不良、安全装置作動、電源異常基準設定値頻度異常、その他アラート)

4. 定期点検

遠隔点検と現地点検を組み合わせて行うこととし、遠隔点検は毎月一回、現地点検は年4回以上行うこと。

運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合を発見した場合は直ちに適切な処理を実施すること。

5. 部品及び機器の修理

運行データの分析を通じて機器の性能維持に必要と判断した場合は直ちに部分の修理、取替、調整(仕様範囲内)又は報告書(仕様範囲外)の提出を行うこと。

6. 修理、取替及び調整の範囲

- (1) パーツ類 各種ボルト、ナット、ワッシャー、コンタクト、
照明ランプ(機械室内照明・スイッチを除く)等小消耗品部品
- (2) オイル類 点検用・補充用オイル
- (3) グリス類 グリス

7. 故障対策

24時間体制を取り、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対応すること。

8. 精密検査

必要に応じ監督技術者を派遣し、機械装置の総合的な精密検査を行うこと。

9. 法令に基づく検査の立ち会い

建築基準法12条に基づく定期検査に立ち会うこと。

10. 報告書等の提出

- (1) 定期検査終了後「点検報告書」を提出し、係員の承認を得ること。
- (2) 遠隔監視点検の結果を一月単位で取りまとめ、翌月初めに報告すること。

11. 個人情報の保護

この契約による業務を処理することにあたり、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を尊重しなければならない。

12. 本仕様に記載されていない事項については、「建築保全業務共通仕様書」国土交通省大臣官房長官令和5年度版による。